

MANAGEMENT REPORT 2026

SUMMER

発行 ひかりアドバイザーグループ (HAG)

編集人

HAG代表 谷 淳司



一般社団法人
ひかりアドバイザーグループ
代表理事 谷 淳司



■ CEO就任のご挨拶

日頃より、ひかりアドバイザーグループ (HAG) に格別のご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

このたび、2026年7月からスタートした新たな経営体制のもと、前CEOの光田から代表の立場を引き継ぎ、私がHAGのCEOを務めることとなりました。

光田が大切にしてきた「人間一生勉強」と「職業的懐疑心」は、私自身もこれまで学び続けてきた大切な考え方で、また、HAGグループが創業以来大切にしてきた「独立性・中立性」という原点も、これから変わることはありません。

その土台を大切にしながら、新しい発想や挑戦を積み重ね、お客様の未来づくりに貢献できるHAGを目指してまいります。

企業を取り巻く経営課題はますます複雑になっています。だからこそHAGは、それぞれの専門性をつなぎ、お客様の未来から逆算して最適な解決策を描く「統合アドバイザー」を目指しています。

その実践が、HAG次世代型ワンストップサービス「顧問CFO×コンサルCSO」です。事業の枠を超え、お客様の経営をともに考え、未来を支えるパートナーとして、新たな価値を提供してまいります。

■「未来を創る顧問」特別セミナー開催の御礼

7月29日、第1回「未来を創る顧問」特別セミナーを開催いたしました。ご多用の中、多くの経営者の皆様、金融機関・提携先の皆様にご参加いただき、心より御礼申し上げます。

第1部では、元オリエンタルランドで約20年間、人材教育や東京ディズニーシー等の立ち上げ・運営に携わられた大住力様より、人を育て、理念を組織に根付かせることの大切さについてご講演いただきました。

第2部では、大住様を交えた座談会を通じ、「未来を創る顧問」をテーマに、これからの顧問の役割について活発な意見交換を行いました。

このセミナーは、HAGが目指す「顧問CFO×コンサルCSO」をお伝えする第一歩となり、私たちにとっても大変有意義な機会となりました。

「未来を創る顧問」セミナーは、9月、11月、来年1月の開催も決定しています。また、経営者養成講座や生成AI活用講座など、新たな学びの機会も順次企画してまいります。

HAGは、お客様とともに学び、ともに成長し、ともに未来を創るパートナーであり続けたいと考えています。今後とも変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

HAG ひかりアドバイザーグループ

〒604-0872 京都府京都市中京区東洞院通竹屋町下る ひかりビル TEL.075-252-1300 FAX.075-252-1301





■ 非上場株式の評価方法が見直しへ ～一時的な株価引下げ対策が難しくなる可能性も～

国税庁は非上場株式の評価方法について、有識者会議で見直しの検討を開始しました。背景にあるのは、現行の評価ルールを活用した株価対策により自社株の評価額を引き下げ、事業承継時の税負担を抑えるスキームが散見されることへの対応です。

今後の見直しでは、このような評価額を意図的に引き下げる手法が利用しにくくなる可能性があります。もちろん正式な制度改正の内容はこれから議論されますが、これまで有効とされてきた株価対策がそのまま通用されるとは限りません。

事業承継を予定されている企業様は、制度改正を待つのではなく、自社株評価の現状を把握し、現行制度のもとで実行すべき対策がないか、早めに検討されることをお勧めします。

■ KSK2本格稼働で税務調査はどう変わる？ ～同族会社は「総合調査」の時代へ～

9月24日から国税庁の次世代システム「KSK2」が本格稼働します。法人税、所得税、相続税、贈与税など税目ごとに管理されていた情報が横断的に活用されるようになり、金融機関など外部機関とのデータ連携も進みます。その結果、税務調査はAIとデータ分析を活用した「総合調査」へと進化していくことが予想されます。

特に注意が必要なのは同族会社です。会社だけでなく、経営者個人や親族の所得・相続・贈与に関する情報も横断的に把握しやすくなるため、役員貸付金や役員借入金、親族間取引、同族会社間の資金移動などについて、これまで以上に整合性が求められることになります。法人・所得・相続税等を広域的に調査する「総合調査」が今後さらに強化される可能性が指摘されています。

税務調査は『隠す・隠さない』の時代から、「会社・社長・親族間の取引を含め、一連の資金の流れに整合性があるか」を確認する時代へ変わろうとしています。日頃から取引の根拠や意思決定の経緯を整理し、第三者に説明できる状態を維持することが、これまで以上に重要になるでしょう。



■ 相続登記に続く新たな義務 ～住所変更登記が始まりました～

令和6年4月から相続登記が義務化され、相続によって不動産を取得した方は、原則として3年以内に相続登記を申請する必要性が生じました。これに続き、令和8年4月1日からは、不動産の所有者が住所や氏名を変更した場合にも、原則として2年以内に変更登記を申請することが義務付けられました。

相続登記がされないこと、また所有者が転居して登記簿上の住所と現住所が一致なくなることは、いずれも所有者不明土地が生じる大きな原因となります。今回の制度改正は、不動産の名義と所有者の所在をできる限り正確に保つためのものといえます。

相続登記は、「誰が不動産を所有しているか」を登記簿に反映する手続です。これに対して住所・氏名変更登記は、「その所有者が現在どこにいるのか、どのような氏名であるのか」を正確に保つための手続です。いずれも、不動産を売却する時や担保に入れる時、次の相続が発生した時などに、円滑に手続きを進めるための大切な基礎となります。

なお、令和8年4月1日より前に転居や氏名変更をしている場合も、原則として令和10年3月31日までに変更登記を行う必要があります。正当な理由なく手続きをしない場合には、5万円以下の過料の対象となる可能性があります。

また、手続の負担を軽くするため、「スマート変更登記」という制度も始まっています。あらかじめ法務局に申出をしておけば、住民票上の住所や氏名に変更があった際、法務局が職権で変更登記を行う仕組みです。転居のたびに登記手続きを意識する負担を減らせる制度として、今後の利用が期待されます。

もっとも、亡くなられたご家族の名義のままになっている場合や、共有不動産である場合などは、相続登記を含めて個別の確認が必要です。引っ越しをされた方、結婚などで氏名が変わった方、不動産を相続したまま手続きをしていない方は、この機会に一度、登記簿の内容を確認されることをお勧めします。



■ 会計不正から会社を守る「盤石な内部統制」のすすめ

日本公認会計士協会が2026年7月に公表した最新の調査資料によれば、上場会社等の会計不正の公表社数は2022年3月期の33社から年々増加し、2025年3月期には50社に達しました。

2026年3月期は40社とやや減少したものの、過去5年間の累計は205社にのぼります。そのうち74.1%を粉飾決算が占め、発覚の端緒として最も多いのは「当局の調査等」でした。



ひかりアドバイザーグループ

ひかり監査法人

代表社員 岩永 憲秀



一見厳しい数字にも見えますが、裏を返せば、盤石な内部統制を構築している会社は、こうしたリスクから会社と役職員、お取引先を確実に守ることができるということでもあります。同調査では、会計不正の主体的関与者のうち役員が最も多く、複数の担当者による共謀や経営者自身による内部統制の無効化が要因として指摘されています。つまり、経営者自身が「不正の芽を摘む仕組み」を組織にしっかりと組み込むこそが、最も有効な予防策です。

実際、盤石な内部統制を有する会社は、金融機関やお取引先からの信頼を得やすく、資金調達力や取引拡大にもつながります。さらに、上場を目指す会社にとっては、内部統制の整備状況こそが上場審査における重要な評価ポイントとなります。私たちがこれまで支援してきた上場準備企業においても、早期から内部統制の構築に取り組んだ会社ほど、審査対応をスムーズに進められる傾向にあります。不正の防止は「守り」の経営基盤であると同時に、企業価値を高め、成長を後押しする「攻め」の経営基盤でもあります。

ひかり監査法人では、内部統制の構築支援から、その先にある上場準備・上場審査対応まで一気通貫でサポートしております。会社を不正から守り、盤石な経営基盤のもとで持続的な成長・発展を実現するパートナーとして、ぜひお気軽にご相談ください。



■ カスハラ・就活セクハラ対策義務化まで、あと2か月 — 10月1日までに整えたいこと

2026年10月1日、改正労働施策総合推進法の施行により、カスタマーハラスメント対策が事業主の義務となります。また、改正男女雇用機会均等法により、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止措置も義務化されます。企業規模による猶予はなく、すべての事業主が対象です。

2026年2月26日に告示された指針では、会社方針の明確化と周知、相談体制の整備、事実関係の確認、被害を受けた従業員への配慮、再発防止、悪質な事案への対応体制、プライバシー保護などが求められています。重要なのは、制度を整えるだけでなく、実際に問題が起きたときに現場で機能する状態にしておくことです。

実際に顧問先の対応状況を伺っていると、就業規則の改定は進めていても、現場の管理職まで内容が浸透していないケースや、相談窓口は決めたものの、「誰が一次対応し、どの段階で管理職や上長に引き継ぐのか」まで決まっていないケースが見受けられます。また、正当な苦情とカスタマーハラスメントの線引きが現場任せになり、対応する従業員によって判断がぶれてしまうことも懸念されます。10月1日までに、少なくとも次の事項は整えておきたいところです。

- ① 会社方針と対応基準の明確化・周知
- ② 相談窓口と報告経路の決定
- ③ 一次対応フローと悪質事案への対処方針の作成
- ④ 管理職・現場従業員への教育
- ⑤ 求職者等向け相談窓口の整備、採用活動上のルール整備



代表社員 徳光 耕嗣

ひかりアドバイザーグループ

ひかり社会保険労務士法人

弊社では、規程整備、相談窓口の設計、対応フローの作成、管理職・従業員向け研修まで一体的に支援しています。ご不明なことがありましたらお気軽にご相談ください。



ひかりアドバイザーグループ

ひかり戦略パートナーズ株式会社

代表取締役 間宮 達二



■ 技人国ビザに「日本語要件」新設

～翻訳・通訳などの対人業務は要注意～

2026年4月15日から、在留資格「技術・人文知識・国際業務（技人国）」の運用において、日本語能力に関する新たな基準が導入されました。施行から数か月が経過し、特に翻訳・通訳など日本語を用いた対人業務では審査が厳格化されています。

従来、技人国ビザでは日本語能力そのものは明確な要件ではありませんでした。しかし今回の改正により、中小企業や新設企業などのカテゴリー3・4に該当する企業が、翻訳・通訳等の業務で外国人を受け入れる場合、日本語能力試験（JLPT）N2以上、またはBJTビジネス日本語能力テスト400点以上などの客観的な証明が必要となりました。あわせて、日本語能力を証明する資料や企業代表者の申告書などの提出も求められます。

一方で、日本の大学や専門学校等を卒業・修了した方や、長期間日本に在留している方などについては、日本語能力証明が不要とされる場合があります。そのため、日本で学んだ留学生がそのまま就職するケースでは、実務上大きな影響を受けないことも少なくありません。



今回の要件は、新たに海外から人材を招へいする場合だけでなく、国内での転職に伴う在留資格変更の際にも適用されます。特に翻訳・通訳業務へ従事する場合には、必要な日本語能力証明がなければ許可が下りないケースも増えているため注意が必要です。なお、同一業務を継続する在留期間更新については原則として影響はありませんが、将来の転職やキャリア変更を見据えると、早めに日本語資格を取得しておくことが望ましいでしょう。

言葉が通じないまま現場に入ってしまうミスマッチを防ぐという意味では、今回の要件変更には理解できる部分があります。ただ、実際に影響を感じるのは中小・新設企業（カテゴリー3・4）のみで、外国人材を採用しようとしている小さな会社ほど採用のハードルが上がるとというのが正直なところ。技人国はより専門職のためのビザとして少しずつ整理されてきていますが、どの在留資格で採用するかを最初にしっかり確認することが、これまで以上に大切になっています。



ひかりアドバイザーグループ

ひかり行政書士法人

代表社員 中川 哉



■ グループのコンサルティング会社として

～成長・事業承継 全ステージをサポート～

ひかり戦略パートナーズは、グループのコンサルティング会社として、3つの部門に再編を行いました。

3つの部門とは、「成長のための経営戦略」をサポートする【経営コンサルティング事業部】、「戦略を実行するための組織人事戦略」をサポートする【組織人事コンサルティング事業部】、「お客様のすべての資産の管理・運用と次世代への承継戦略」をサポートする【ウェルスマネジメント事業部】です。

3つの事業部が、お客様が豊かで幸せになるための意思決定を一貫して支え、すべてのステージをサポートする伴走者であり続けます。

■ 「業種特化サポートメニュー」

～製造業・建設業向け特化メニューをリリース～

30年続いたデフレからインフレへと移行するなか、中小企業を取り巻く経営環境は、原材料価格の高騰や賃上げへの対応など、大きく変化しています。

このような経営環境を踏まえ、皆様をご支援するため業種ごとに特化した経営コンサルティングメニューを用意しましたので、ご紹介いたします。

1. 製造業__棚卸削減支援コンサルティング

効果：在庫を適正化し、収益性とキャッシュ改善を実現

課題：過剰在庫・滞留在庫の実態が把握できていない

発注・生産計画が担当者の経験に依存している

在庫による資金負担や保管コストが増加している

主な支援：在庫・購買・生産フローを可視化

過剰在庫・発注点・生産計画の設計支援

KPIの設定と在庫会議の定着支援

2. 建設業__実行予算管理導入コンサルティング

効果：工事別原価を、着工中から見える化

課題：工事別の原価・利益ができていない

追加工事や外注費を後追いで把握している

赤字の兆候への対応が遅れやすい

主な支援：工事別実行予算の業務フロー設計支援

DX化も含めた最適な運用手法導入支援

月次運用会議実施と改善行動の定着支援

詳細な内容については、次回セミナーにて紹介予定です



代表取締役 上田 将也

■ これからのDXと生成AIについて

このたび、ひかりアドバイザーグループの一員として、ひかりデジタルパートナーズ株式会社が新たに加わることとなりました。当社は、中小企業のバックオフィス業務改善、DX推進、業務システム構築、生成AIの活用支援などを行う会社です。私たちが大切にしているのは、単にシステムを導入することではなく、お客様の業務そのものを見直し、現場で使い続けられる仕組みとして定着させることです。ひかりアドバイザーグループの税務・会計・労務・法務・経営支援と連携しながら、デジタルの領域から企業経営を支えてまいります。何卒よろしくお願い致します。

さて、近年、「DX」や「生成AI」という言葉を耳にする機会が一気に増えました。一方で、実際の現場では「何から始めればよいのか分からない」「システムを入れたが活用できていない」「AIを使ってみたいが、情報管理が不安」といった声も多く聞かれます。

1. DXは「システム導入」ではなく「業務の再設計」

DXというと、大きなシステム投資や最新ツールの導入をイメージされる方も多いかもしれません。

しかし、まず必要なのは「今の業務がどのように流れているのか」を整理することです。紙、Excel、メール、個人ごとの管理、二重入力、確認作業など、日々の業務の中には、当たり前になっている非効率が多くあります。

これらを一つひとつ見える化し、業務の流れを整えたいうえで、必要な部分にシステムを活用していくことが重要です。つまりDXとは、単にシステムを入れることではなく、業務そのものを再設計する取り組みだと考えています。ひかりデジタルパートナーズでは、各種クラウドツール活用を通じて、現場に定着する業務改善を支援してまいります。

2. 生成AIは「人の仕事を奪うもの」ではなく「人を支えるもの」

生成AIについても、今後ますます活用の幅が広がっていくと感じています。文章作成や要約だけでなく、議事録作成、社内ナレッジの検索、問い合わせ対応、提案書のたたき台作成、月次報告資料の作成支援など、実務で活用できる場面は数多くあります。特に中堅・中小企業では、生成AIをうまく活用できれば、社員一人ひとりの負担を減らし、より判断や提案、顧客対応といった人にしかできない仕事に時間を使えるようになります。

ただし、生成AIは便利である一方、個人情報や機密情報の取り扱い、社内ルール、利用範囲の整理も欠かせません。「とりあえず使う」のではなく、自社の業務に合わせて、安全に、継続的に使える形を整えることが大切です。DXも生成AIも、あくまで経営や現場を良くするための手段です。ひかりデジタルパートナーズは、ひかりアドバイザーグループの一員として、デジタルの専門領域から、お客様の業務改善とこれからの成長を支えてまいります。

HAG ひかりアドバイザーグループの周年行事/周年旅行を実施しました

2026年は、ひかりアドバイザーグループの結成20周年となります。

4月17日には、日頃よりお世話になっている顧問先や取引先の皆様をお招きし「ひかりアドバイザーグループ結成20周年記念式典」を開催いたしました。

記念講演会や感謝の集いを通じて、多くの皆様から温かい励ましのお言葉を頂戴しこれまでの歩みを振り返るとともに、今後への決意を新たにすることができました。

また、7月11日から13日にかけては、役職員とその家族が参加する北海道慰安旅行を実施しました。日頃の業務から少し離れ、雄大な自然や豊かな食文化に触れながら親睦を深めることができました。こうした機会を持てたのもひとえに皆様からのご支援とご愛顧のおかげです。



私たちはこれからも、各法人が提供する専門サービスを通じて、お客様の発展と地域社会への貢献に努めてまいります。20年間の感謝を胸に、次の10年、20年に向けて、より一層信頼されるパートナーを目指して歩み続けてまいります。引き続き、ひかりアドバイザーグループをよろしくお願い申し上げます。